

補助メニュー（案）

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費※3	4 補助対象
介護支援専門員人材確保支援事業	ア 中山間地域等※1・離島等地域※2における採用活動の支援 1 事業所あたり 30 万円	中山間地域等及び離島等地域に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して介護支援専門員の採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防ケアマネジメント事業所（全て予防を含む）
介護支援専門員業務負担軽減支援事業	ア 事業所内のタスクシフト支援 1 事業所あたり 10 万円 イ シャドウワークに関するつながり先の創設支援 1 市町村あたり 30 万円 ウ 居宅訪問時の同行支援 （ア）中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 3.5 千円 30 分以上の同行支援 1 回につき 5 千円 （イ）中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 2.5 千円 30 分以上の同行支援 1 回につき 4 千円	事業所内において、事務的な業務へのタスクシフトを促進するため、事務職員の採用活動（ケアマネジャーの経験を有する者の活用を含む。）や研修にかかる経費 介護支援専門員のシャドウワークの受け皿創設にかかる立ち上げのための経費 介護支援専門員の安全確保のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所を除く任意の団体 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所

居宅介護支援事業所等 経営改善支援事業	ア 経営改善の支援 1 事業所あたり 40 万円	市町村が、管内事業所の経営基盤の強化や大規模化・協働化等による経営状況の改善、各種加算の新規取得支援、介護支援専門員が長く働き続けられる勤務環境の整備等を目的とした専門家※4と契約し、巡回派遣するための経費 事業所が直接上記内容で契約するための経費 事業所が事務作業を行うための臨時職員を雇用するための経費	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所
	イ 利用者確保等のための広報活動に関する支援 1 事業所あたり 30 万円	事業所が利用者や介護支援専門員等の職員の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所

※1 「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）の第一号に定める地域をいう。

※2 「厚生労働大臣が定める地域」（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）に掲げる地域をいう。

※3 消費税及び地方消費税は除く。

※4 コンサルタント事業者や社会保険労務士等